

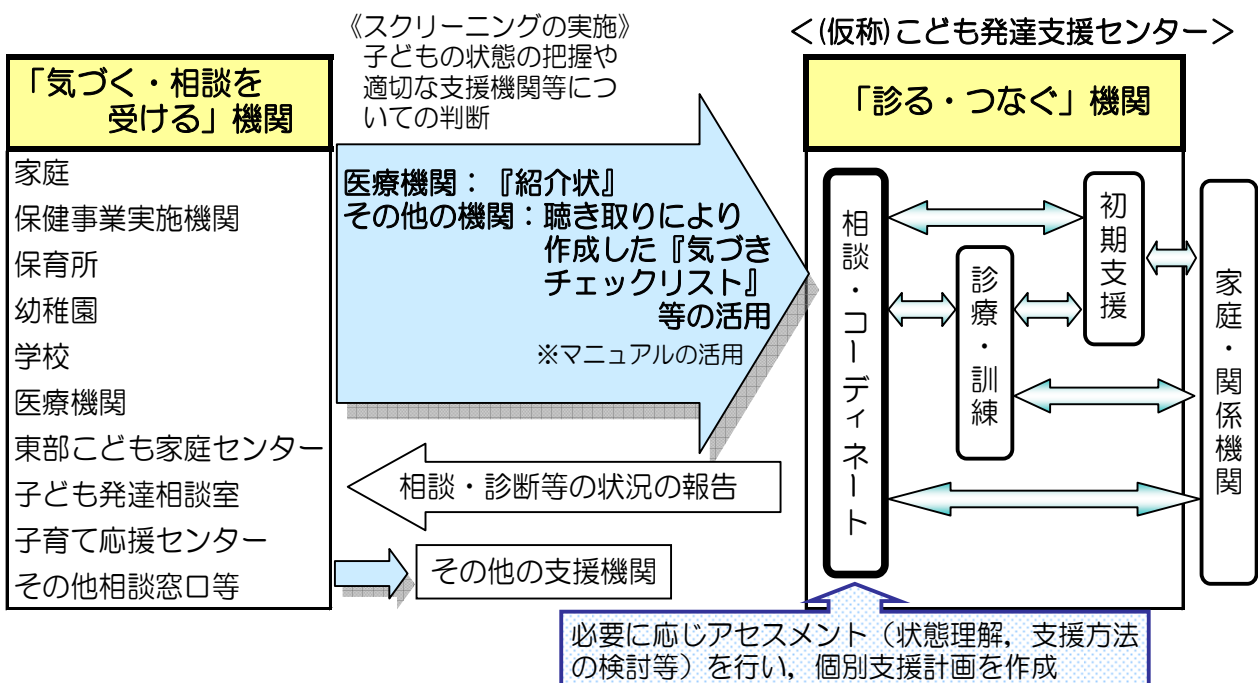
(仮称)こども発達支援センター整備基本計画 概要版



子どもたちが健やかに成長し、子どもとその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、専門的診断に基づく幼児期からの適切な支援を行うため、相談・診療・支援等の機能を併せ持った県東部の拠点施設として「(仮称)こども発達支援センター」を整備するにあたり、円滑な事業実施のための基本的な考え方や取組みを明確にするため、本計画を策定するものです。

1 支援のためのネットワーク

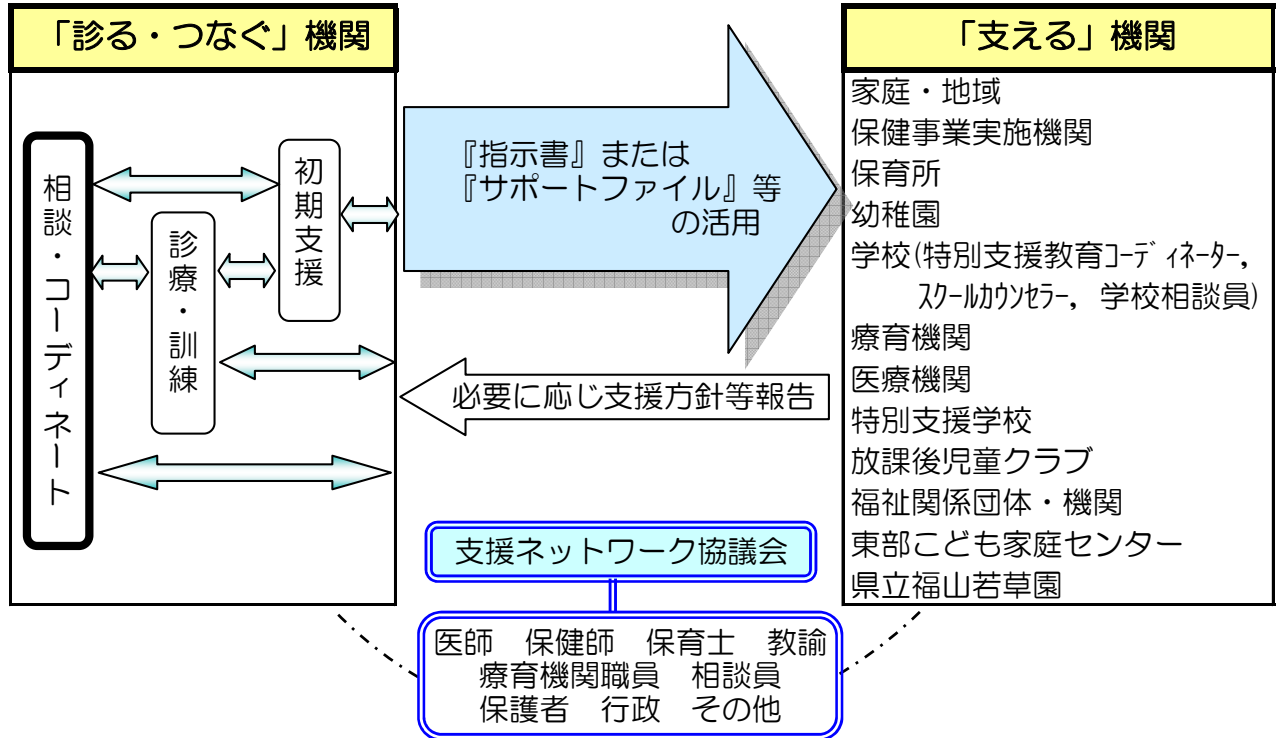
早期発見のためのネットワーク



- ◆（仮称）こども発達支援センターは、発達障がいまたはその疑いのある就学前の子どもを主な対象として、課題の早期発見と早期からの支援に努めます。
- ◆早期発見・早期支援のためには、乳幼児健診後、機会を捉え保護者に必要な情報を提供する中で、保護者が発達障がいに関して理解を深め、子どもの発達上の特徴に早く気づき、その特徴に応じた子育てができるよう、保健師・保育士・幼稚園教諭等からの保護者への働きかけが重要となります。気づきや受容の促進について、（仮称）こども発達支援センターと子どもに関わる支援関係者が研究・連携に努めます。
- ◆子どもの発達に不安を抱える保護者が、身近な場所で気軽に相談を受けられるよう、まずは「気づく・相談を受ける」機関が、入口部分として、子どもの発達の課題や状況を把握し、（仮称）こども発達支援センター-或いはその他の適切な支援機関等へつなぐ役割を担います。
- ◆「気づく・相談を受ける」機関へ、（仮称）こども発達支援センターでの相談・診断等の状況を、保護者同意を得て報告し、支援方針等について連携を図ります。

途切れない支援のためのネットワーク

<(仮称)こども発達支援センター>



- ◆ (仮称) こども発達支援センターでの診断等による今後の支援の方針を、医師等が作成した『指示書』により、「支える」機関へつなぎます。
- ◆ 「支える」機関は、『指示書』等に基づいた支援の内容や結果を、必要に応じ(仮称)こども発達支援センターへ報告し、センターは状態に応じた必要なフォローを行います。
- ◆ 成長や発達障がいの状態により、「支える」機関が変更していくことで支援が途切れることのないよう、『サポートファイル』等を活用することにより、「支える」機関相互が連携を図ります。また「支援ネットワーク協議会」を設置し、支援会議等を行う中で状態に応じた支援方法を検討するとともに、情報の共有化と連携を図ります。

地域支援のためのネットワーク

<地域生活支援>

- ◆ 周囲の理解を進める中で、地域の連携や協力により広い範囲で支えることができるよう、(仮称)こども発達支援センターが地域生活での子育ての支援を推進します。

<保護者交流支援>

- ◆ 保護者の自主的な勉強会などの実施にあたり、療育機関・医療機関・大学等の専門機関へ講師派遣を依頼します。

<人材育成・研修支援>

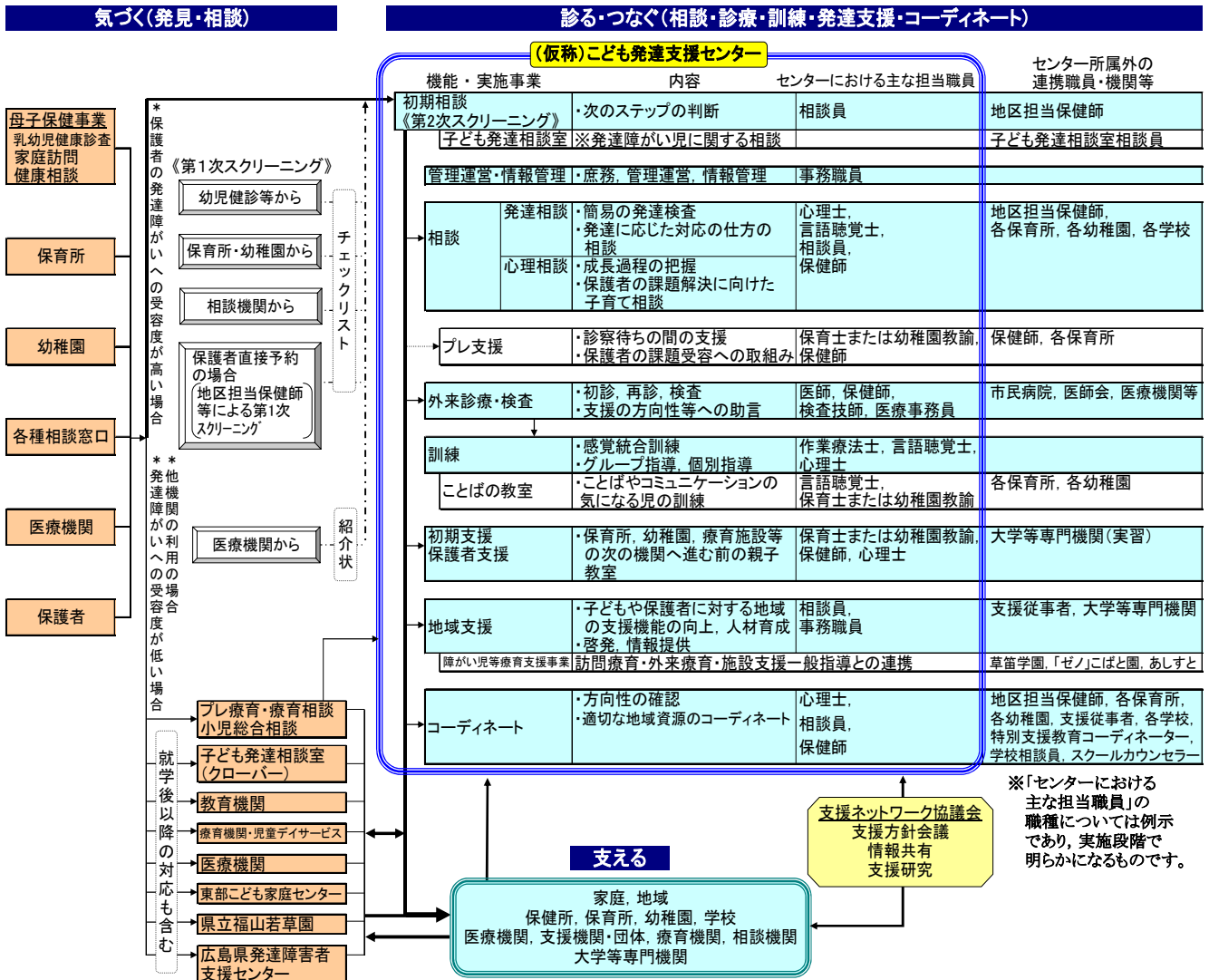
- ◆ 各現場で発達に課題のある子どもを支援している保健師・保育士・教諭等を対象として、大学等の専門機関と連携する中で、指導方法等の研修・講習会・交流会等を実施します。
- ◆ 大学等の専門機関の学生等を受け入れ、実習・研修による実践的指導力を培う場とします。

＜啓発・情報提供支援＞

- ◆保護者が早く発達の課題に気づくことができるよう、発達障がいに関する情報を広く提供します。
- ◆発達障がいに関する学習機会を増やして、保護者や地域へ広く情報を提供することにより、発達障がいへの理解を促進するとともに、地域と連携した子育て支援環境づくりに努めます。

2 発達障がいにかかる相談及び支援システム

発達相談・支援システム(案)



3 福山市立大学との連携による支援について

(仮称) こども発達支援センターは、福山市立大学との定期的な協議の場を設けるなど、連携を図りながら、子ども・保護者・地域・支援関係者への支援に取り組みます。

特に、教育学部では、幅広い教養と豊かな人間性を備え、地域の未来を担う子どもの乳児期から児童期までの成長・発達を総合的に捉え、一人ひとりの子どもを尊重した指導・支援ができる実践的指導力をもった教育者・保育者を育成します。市立大学の利点を活かし、地域の保育所、幼稚園、小学校及び関係施設等との密接な連携協力のもと、実践の機会を充実させた教育研究による人材育成と同時に、大学の専門知識をもとに、子育て相談・指導・支援等について(仮称) こども発達支援センターと連携を図ります。

4 整備計画

支援体制の拡充等環境の整備が喫緊の課題となっていることから、発達障がい児の支援のための適切な環境及び施設整備に早期に取り組むものです。

● 施設の規模等

部門	主な諸室（予定）	必要面積（概算）
総務部門	事務室	50㎡
相談部門	相談室，事務室，会議室	50㎡
医療部門	診察室，検査室，療教室，訓練室，観察室，事務室	400㎡
発達支援部門	発達支援室，相談室，事務室	100㎡
地域支援部門	交流室，研修室，大学連携室，情報提供室	250㎡
その他	授乳室，託児室 他	1,150㎡
合 計		2,000㎡

<イメージ写真>



診察室



発達療教室

● 整備予定場所

整備場所については、次の理由により、「福山市保健センター」（1階・2階部分の改修）を活用することとし、保健・福祉・医療等の機関と連携を図る中で、（仮称）こども発達支援センターのより効果的・効率的な事業の推進をめざします。

- * 保健・福祉・医療の集積するゾーンであり、かつ母子保健事業を実施している建物であることから、（仮称）こども発達支援センターの利用者が来訪しやすい。
- * 福山市保健所や福山すこやかセンターが隣接しているため、母子保健事業や障がい者等総合相談事業との連携が容易である。
- * ボランティア室や保護者活動室等については、福山すこやかセンター内の既存の諸室を活用することにより、他のボランティア団体等との連携が図れる。
- * 医師会との連携が図り易い。
- * わかり易い立地であり、交通アクセスも良い。
- * 今後連携が必須となる「福山市立大学」が徒歩圏内である（約15分）。
- * 一定の駐車場が確保できる（他施設と共用で約130台）。



（仮称）こども発達支援センター整備基本計画 概要版
 発行年月 2011年（平成23年）3月
 発行 福山市
 編集 保健福祉局保健福祉政策課
 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 TEL(084)928-1216

